

○総務省告示第三百九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十四日

総務大臣 山本 早苗

2294MHz から2296MHz まで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
4405MHz から4495MHz まで	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	

を

2294MHz から2296MHz まで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	

H z まで	3600MHz から 4100MHz	中国総合通信局管内	平成33年 6月30日まで	1W以下	
		四国総合通信局管内	平成33年 6月30日まで	1W以下	
		九州総合通信局管内	平成33年 6月30日まで	1W以下	
		北海道総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	
		東北総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	福島県の区域を除く。
		北陸総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	
		近畿総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	
		中国総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	山口県の区域を除く。
		四国総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	
		九州総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	福岡県、大分県及び鹿児島県の区域を除く。
H z まで	4405MHz から 4495MHz	近畿総合通信局管内	平成32年 6月30日まで	1W以下	
		関東総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	
		東海総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	
H z まで	4495MHz から 4800MHz	近畿総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1W以下	

4495MHz から 4895MHz まで	北海道総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成30年9月30日まで	1W以下	
	内			

26.725GHz から 26.735GHz まで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	

	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
26. 725GHz から26. 73GHz まで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	北海道総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	東北総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	関東総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
信越総合通信局管内	平成30年9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	

				る。
北陸総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	
東海総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	
近畿総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	
中国総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	
四国総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	
九州総合通信局管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	
沖縄総合通信事務所管内	平成30年 9月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5W以下に限る。	

21

改める。

」